

第四次川越市総合計画 後期基本計画（原案）

第2章 福祉・保健・医療

第2章 福祉・保健・医療

施策	No.5	高齢者福祉の推進
	目的	高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・令和2(2020)年1月の本市における65歳以上の高齢者は総人口の26.6%を占め、今後も高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれます。また、令和7(2025)年には、団塊の世代が75歳以上になるため、後期高齢者人口の割合が一層大きくなり、支援や介護が必要な方も増加することが見込まれます。
- 2・認知症等の方に対する施策の推進を図るため、平成29(2017)年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が令和元(2019)年6月に「認知症施策推進大綱」がそれぞれ閣議決定されています。
- 3・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。
- 4・高齢者がいきいきとした人生を送ることができるよう、健康づくりと介護予防に取り組んでいます。

課題

- 1・高齢化の状況や介護等の需要に合わせた支援を一体的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの充実が必要です。
- 2・地域における高齢者の居場所や活躍の場づくり、就労の機会の提供等を行い、高齢者の希望に応じた社会参加を引き続き支援していくことが必要です。
- 3・認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らすことができるよう、福祉・医療等のサービスや、認知症等の方の権利擁護を推進する制度の充実が必要です。また、家族等介護者の支援体制の充実が必要です。
- 4・高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう居住継続の支援を行うとともに、在宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるよう環境の整備が必要です。
- 5・高齢者の地域の通いの場を中心とした介護予防、フレイル*対策や生活習慣病の重症化予防について、地域の医療関係団体と連携しつつ、保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備していく必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域包括ケアシステムの構築（地域包括ケア推進課）

- ①医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]
- ②地域包括ケアシステム構築の中核的機関である、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③医療団体等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進します。

*フレイル：日本老年医学会が提唱した用語で、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。

2 生きがいつくりの充実（高齢者いきがい課）

- ①高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活していけるよう、高齢者のふれあいや交流に関する取組を継続して幅広く実施し、生きがいつくりを支援します。
- ②高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労支援の充実、世代間交流の活動等を促進します。

●関連[No.11 生涯学習活動の推進、No.29 就労の支援と労働環境の改善]

- ③元気な高齢者が、地域において支える側となり、楽しみながら活躍できるよう、ボランティア活動等の社会参加を支援します。

3 介護予防・生活支援の推進（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、健康づくり支援課）

- ①高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康でいきいきした生活を送れるよう、また、介護が必要となった場合でも、状態の改善や悪化の防止を目的とした施策を推進します。
- ②介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

4 権利擁護・認知症支援施策の推進（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課）

- ①関係機関と連携して高齢者虐待の防止や早期発見、適切な対応を図ります。
- ②認知症等により、財産の管理や日常生活等に支障のある方に対する成年後見制度の充実を図ります。

●関連[No.40 平和で思いやりのある社会づくり]

●関連[No.6 障害者福祉の推進]

- ③認知症への理解を深めるための取組を推進するとともに、適切なサービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。また、認知症の人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。

5 介護サービスの充実（地域包括ケア推進課、介護保険課）

- ①住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、計画的な介護サービスの整備を促進します。
- ②利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- ③地域包括ケアシステムの構築に向け、地域におけるサービスの担い手の確保や育成に努めます。

6 居住環境の整備・充実（高齢者いきがい課、介護保険課）

- ①住宅の確保や改善等に対する支援の充実を図ります。
- ②自宅での生活や介護が困難になった場合でも住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型の施設等の整備を促進します。

●関連[No.27 良好な住環境の創出]

施 策	No.6	障害者福祉の推進
	目的	自立と共生の考えのもと、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・平成28(2016)年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国は平成30(2018)年3月に「第4次障害者基本計画」を策定しました。
- 2・本市における障害のある人の人数は、身体障害のある人と難病患者が横ばい傾向で、知的障害のある人、精神障害のある人が年々増加傾向にあります。
- 3・令和元(2019)年5月現在、特別支援学級に通う児童生徒数は小学校312人、中学校143人で、いずれも増加傾向にあります。
- 4・障害のある人への差別解消や虐待防止のため、意識啓発および周知活動等に取り組むとともに、各種相談に応じています。
- 5・医療や学習、就労等の総合的な支援や、社会参加に向けたさまざまな支援に取り組んでいます。

課 題

- 1・障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めることが必要です。
- 2・障害の有無にかかわらず、地域活動をはじめとした様々な社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
- 3・障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制が必要です。
- 4・特別支援学級等に通う児童生徒の増加に伴い、引き続き特別支援学級等の新設・増設に取り組む必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 差別解消および権利擁護の推進（障害者福祉課）

- ①障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害のある人とない人との相互理解と交流の促進に努めます。
●関連[No.40 平和で思いやりのある社会づくり]
- ②障害のある人に対する虐待の防止、早期発見および迅速な対応に努めます。
- ③成年後見制度の周知と利用促進に向けた啓発に努めます。

2 保健・医療サービスの充実（障害者福祉課、高齢・障害医療課、療育支援課、健康づくり支援課）

- ①障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、適切な医療サービスを受けられるよう環境の整備に努めます。
- ②障害の早期発見、早期療育の充実に努めます。
●関連[No.2 児童福祉の推進]
- ③重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害のある人への福祉の増進を図ります。

3 地域生活支援および生涯にわたる学習機会の充実（障害者福祉課、療育支援課、教育センター、中央公民館）

①成長段階に応じた切れ目のない相談を通じて、障害のある子どもの地域生活を支援することで、社会への参加を推進します。

●関連[No.2 児童福祉の推進]

②学校教育における特別支援学級等の充実を図ります。

●関連[No.12 生きる力を育む教育の推進]

③障害のある人のための社会教育事業の充実を図ります。

●関連[No.11 生涯学習活動の推進]

4 雇用・就労の促進（障害者福祉課）

①障害のある人が適性に応じて働く場を確保できるよう、関係機関と連携しつつ、専門的な相談支援や就労支援の充実に努めます。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

②一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保できるよう、就労継続支援事業所*等の多様な就労の場の確保を推進します。

●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]

5 社会参加の拡充（障害者福祉課）

①障害のある人の社会参加に向けて、さまざまな情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティ*の向上、情報提供の充実等を推進します。

②障害のある人もない人も、地域の文化芸術やスポーツを共に親しむことができる環境の整備を推進します。

●関連[No.14 文化芸術活動の充実、No.17 生涯スポーツの推進]

③障害のある人が気軽に外出したり、余暇を過ごしたりすることができるよう、外出支援等の充実を図ります。

6 住みよい福祉のまちづくり（障害者福祉課）

①障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、住環境を含めた生活環境の整備に努めます。

●関連[No.18 協働による計画的なまちづくりの推進、No.27 良好な住環境の創出]

7 福祉サービスの充実（障害者福祉課）

①多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図るとともに、障害者相談支援事業等の充実に努めます。

②意思疎通を図ることに支障がある人に対して、コミュニケーション支援事業の充実を図ります。

③施設の整備を支援し、障害のある人の住まいや日中活動の場の充実を図ります。

*就労継続支援事業所：就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う障害福祉サービス事業所

*情報アクセシビリティ：パソコンやウェブページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービス等を、高齢者や障害のある人を含む多くの利用者が不自由なく利用できること。

施 策	No.7	地域福祉の推進
	目的	市民一人ひとりが、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・令和2（2020）年1月における本市の高齢化率は26.6%となり、地域活動の担い手が高齢化する一方で、人々の価値観や生活様式（ライフスタイル）が多様化しています。
- 2・地域コミュニティの希薄化が進み、ダブルケアや8050問題など、複雑化・複合化した福祉課題が表面化しています。
- 3・地域のあらゆる住民等が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会*の実現に向けて、改正社会福祉法が平成30（2018）年4月に施行されました。さらに、具体的な取組内容を規定した改正社会福祉法が令和3（2021）年4月に施行されます。
- 4・令和2（2020）年1月現在、市内22地区の社会福祉協議会において、「地区別福祉プラン」を策定し、地域福祉*を推進するための取組がそれぞれ行われています。
- 5・地域における福祉課題を解決するため、地域福祉の担い手育成やネットワークづくりに取り組んでいます。
- 6・福祉制度の狭間となる事案や、複合的な問題を抱えた世帯等の相談を包括的に受け止めるため、令和2（2020）年6月に福祉総合相談窓口を設置し、早期の支援へつなげるべく取り組んでいます。

課 題

- 1・年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、市民が社会から孤立することなく、地域でいきいきと安心して暮らせるよう支える体制を強化していくことが必要です。
- 2・地域を支える活動者の高齢化や固定化が見られ、新たな担い手の育成に努める必要があります。
- 3・福祉総合相談窓口を含む各種の相談支援と、地域での支援を行う関係者等との連携体制の強化に努める必要があります。

*地域共生社会：制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会。

*地域福祉：障害の有無や年齢等に関係なく、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、市民、民間団体、事業者、行政が分野や制度を越えて協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域福祉の意識づくり（福祉推進課、教育指導課）

- ①市民、団体等が地域福祉活動に取り組むことができるよう意識啓発を行うとともに、さまざまな機会や方法で情報発信を行います。
- ②さまざまな場面で、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。

2 地域福祉を担う人材の育成（福祉推進課）

- ①ボランティア体験の機会や福祉講座の充実により、地域福祉の担い手の育成を図ります。

●関連[No.2 児童福祉の推進]

- ②民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- ③コミュニティソーシャルワーク*実践者養成研修を実施し、地域における福祉課題を解決できる体制の充実を図ります。
- ④川越市社会福祉協議会のボランティア活動事業に対する支援を通じ、ボランティア活動の充実を図ります。

3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみの構築（福祉推進課）

- ①地域にふさわしいふれあい・支え合い・助け合いの活動が展開されるよう支援します。
- ②各地区社会福祉協議会において、住民や関係団体等の具体的な取組や役割などを定めた地区別福祉プランの推進が図られるよう支援します。

4 地域のネットワークの充実（福祉推進課）

- ①川越市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等との連携の充実を図ります。
- ②地域の活動主体が、地域の課題解決に向けて協力し合えるよう、地域のネットワークの基盤づくりを推進します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

- ③地域における見守りのしくみづくりを推進します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

5 安心して生活できる地域づくり（福祉推進課）

- ①福祉サービスの充実に努めるとともに、複雑・多様化した福祉課題を包括的に受け止められるよう、福祉に関する総合的な相談機能の充実を図ります。
- ②年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、「支え手」「受け手」が固定されずに、誰もがその人らしく地域で生活できるよう、地域福祉の総合的な支援体制である地域福祉サポートシステムの機能強化を図ります。

*コミュニティソーシャルワーク：どこに相談したらよいかわからない困りごとや、既存の公的な制度では対応しにくい問題等の福祉に関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、生活環境の調整や、近隣住民による支え合いのしくみやサービスの構築を行い、課題解決に取り組むこと。

施策	No.8	社会保障の適正運営
	目的	社会保障制度を適正に運用すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・国民健康保険の財政運営は、平成30（2018）年度から県が責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担うことになりましたが、高齢化等に伴う医療費の増加が今後も見込まれます。
- 2・後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始から増加し続けています。また、今後、高齢化の進行等により、被保険者の更なる増加が見込まれます。
- 3・要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用量のさらなる増加が見込まれます。
- 4・生活保護の受給世帯数は、高齢者世帯が増加しているものの、横ばい傾向です。
- 5・生活困窮者自立支援制度にかかる相談・支援の実績は増加傾向にあるものの、いまだ相談・支援に結びついていない生活困窮者が存在します。

課題

- 1・増え続ける医療費の適正化を図るため、更なる長寿社会の進展を見据えた予防・健康づくりに資する保健事業の取組が必要です。
- 2・国民健康保険制度の県単位化に伴い策定された埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、県とともに保険税率等の統一や事務処理の標準化を進める必要があります。
- 3・後期高齢者医療制度について、今後も被保険者の増加が見込まれるため、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携をさらに強化していく必要があります。
- 4・利用者にとって真に必要な介護サービスが適正に提供されるよう、介護給付の適正化を図る必要があります。
- 5・生活困窮者の早期発見、寄り添い型の支援*を実施するため、ニーズを的確につかみ支援に結び付くよう地域ネットワークの強化と関係機関との連携を図る必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 国民健康保険制度の健全な運営（国民健康保険課）

- ①医療費適正化に向けた取組および必要な保健事業を進め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
- ②国民健康保険税の適正な賦課に努め、収入の確保を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用（高齢・障害医療課）

- ①後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用に努めます。

*寄り添い型の支援：本人の意欲や幸福追求に向けた想いに寄り添い、本人が自分の意思で主体的に自立に向けた行動をとれるようにサポートすること。

3 国民年金制度の啓発（市民課）

- ①広報紙等により国民年金制度の周知を行うとともに、国民年金相談業務の充実を図ります。

4 介護保険制度の健全な運営（指導監査課、介護保険課）

- ①介護給付適正化の取組を進め、介護保険の適正なサービス利用を図ります。
- ②介護サービス事業者に対し実地指導等を行い、介護サービス事業者の適正な事業運営を促進します。

5 生活保護制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①保護の受給要件の的確な把握等により、制度の適正な運用を図ります。
- ②就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。
●関連[No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ③民生委員・児童委員等の地域関係機関との連携強化を図ります。

6 生活困窮者自立支援制度の適正な運営（生活福祉課）

- ①生活困窮者自立支援制度*の周知を図り、自立に向けた寄り添い型の支援を行います。
- ②生活困窮者支援のための地域ネットワークの充実を図ります。

*生活困窮者自立支援制度：生活に困窮している人に対し、仕事や住まい、家計等のさまざまな面から自立に向けた包括的な支援を行う制度。

施策	No.9	健康づくりの推進
	目的	健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・国では、健康寿命の延伸を目標とした「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」（平成25（2013）年度～34（2022）年度）について、平成30（2018）年に中間評価を行い、全体として前進しているものの、栄養・食生活、身体活動・運動、休養等の生活習慣に関する目標や高血圧、糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化予防に関する目標において進捗が不十分な項目が多いとの報告をしています。
- 2・平成30（2018）年における本市の死因別死亡者数の上位をみると、悪性新生物（がん）が27.1%、心疾患（高血圧性を除く）が17.6%、脳血管疾患が7.8%となっており、三大生活習慣病が全体の半数以上を占めています。
- 3・平成30（2018）年の本市における65歳からの健康寿命*は、男性が17.61年、女性が20.17年となり、延伸傾向にあります。
- 4・健康寿命日本一を目指して、市や地域、関係機関等が連携・協働して、市民の健康づくりを推進しています。
- 5・「食事」「運動」「健診」をテーマに掲げ、市民が主役の健康づくりを推進する「ときも健康プロジェクト いきいき川越大作戦」を展開しています。
- 6・平成30（2018）年度における国民健康保険特定健康診査の受診率は41.9%、後期高齢者医療健康診査の受診率は31.1%、国民健康保険特定保健指導の実施率は14.7%で、いずれも前年度から改善していますが、国・県の平均を下回っています。

課 題

- 1・ライフステージの各時期の特徴に応じたよりよい生活習慣をつくることや、生活習慣病の早期発見と重症化を予防するための取組を促進することが必要です。
- 2・健康無関心層を含めた全ての市民の健康づくりを推進するため、関係機関等と連携し、健康づくりを支援するための環境整備を進めることが必要です。
- 3・がんの早期発見、治療のため、市民のがんおよび検診への意識を高め、定期的ながん検診の受診を促進することが必要です。

*65歳からの健康寿命：65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けずに生活できる期間のこと。

1 健康づくりの支援（健康管理課、健康づくり支援課）

- ①関係機関・団体とのネットワークを構築し、相互に連携し、健康づくりの基盤の充実を図ります。
- ②地域で活動する保健推進員等の団体の育成や活動を支援し、協働して健康講座等を行います。
- ③一人ひとりが食育に関心を持ち、実践できるよう食育に関する取組の充実を図ります。

●関連[No.13 教育環境の整備・充実]

- ④生涯にわたり歯と口の健康を維持できるよう、歯科口腔保健の充実を図ります。
- ⑤健康づくりのための情報発信や健康相談、講座等を実施し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

●関連[No.1 少子化対策の推進、No.5 高齢者福祉の推進、No.17 生涯スポーツの推進]

- ⑥健康の視点から地域の特性に合わせた健康づくりの活動や地域づくりを推進します。

2 特定健康診査等の実施（国民健康保険課、高齢・障害医療課）

- ①特定健康診査受診率および特定保健指導実施率の向上の取組を進め、メタボリックシンドローム*該当者および予備群の減少を図ります。
- ②健康診査および人間ドックを実施することにより、後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進を図ります。

●関連[No.5 高齢者福祉の推進]

- ③国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査を連携させ、切れ目のない健康診査等に努めるとともに、がん検診との同時受診の拡充を図ります。

3 がん検診等の実施と受診勧奨（健康管理課）

- ①がん検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、無保険者健康診査を実施し、受診を勧奨します。
- ②検診により要精密検査と判定された市民に対し受診を勧奨します。

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態。

施策	No. 10	保健衛生・医療体制の充実
	目的	保健衛生と医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人が増加しています。
- 2・「自殺対策基本法」に基づき、平成 30（2018）年度に「川越市自殺対策計画」を策定し、自殺防止等のための施策を総合的に推進しています。
- 3・地球温暖化等の影響により、従来亜熱帯で発生していたデング熱等の国内での発生事例が報告されています。海外では、中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱等の危険な感染症が流行している地域があります。また、令和 2（2020）年 2 月に、新型コロナウイルス感染症が新たな指定感染症に指定されました。
- 4・夜間、休日の初期救急医療を確保するため、川越市医師会夜間休日診療所を支援するとともに、在宅当番医制事業および休日歯科診療所運営事業を実施しています。また、夜間、休日の二次救急医療を確保するため、病院群輪番制参加病院および埼玉医科大学総合医療センターを支援しています。
- 5・平成 30（2018）年 6 月に食品衛生法の一部が改正され、原則として全ての食品等事業者が HACCP*に沿った衛生管理を求められています。

課 題

- 1・精神保健や自殺予防に関する理解の醸成と精神障害のある人等への継続的な支援が必要です。
- 2・感染症の予防とまん延防止の取組が必要です。また、海外渡航者等の増加による輸入感染症への対応が必要です。
- 3・地域での適切な医療提供体制の確保を図る必要があります。
- 4・食の安全・安心を確保するための取組が必要です。

*HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point の略。食品の製造・加工等の工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、作業工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 精神保健対策の推進（保健予防課）

- ①関係機関と連携を図りながら、精神保健相談や訪問指導を充実し、地域における市民の心の健康づくりを推進します。
- ②精神保健や自殺予防に関する正しい理解と知識の普及・啓発や関係団体等の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進（保健予防課）

- ①結核やエイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及・啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ②関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実（保健医療推進課、保健総務課）

- ①医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、かかりつけ薬局の普及、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実等を図ります。
●関連[No.43 消防・救急体制の充実]
- ②保健・医療の関係団体等と協力し、介護・福祉との連携を進めます。
- ③医療機関や薬局等に対する監視・指導を行います。
- ④関係機関等との連携を強化しつつ、若年層に重点を置いた薬物乱用防止の啓発等を推進します。

4 食の安全・衛生的な住環境の確保（食品・環境衛生課）

- ①食品営業施設、給食施設等への監視・指導を行います。
- ②食品衛生知識の普及・啓発に努めます。
- ③公衆浴場や理容所等の生活に密着した生活衛生施設への監視・指導を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ④特定建築物*の衛生的な維持管理の指導に努めます。
- ⑤犬や猫等の適正飼養*や動物愛護の普及・啓発に努めます。

*特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上、特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物。

*適正飼養：人と動物が共生できるよう、適正なルールのもと飼育すること。